

千葉市都市局所管に係る入札等契約情報の公表に関する事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、千葉市都市局の発注する業務委託並びに施設等の修繕（以下、「業務委託等」という。）に係る入札及び見積（政府調達協定に基づく特定調達契約、一者随意契約を含む）契約情報等（財政部契約課において入札を執行するものを除く。以下「入札情報」という。）の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 公表の範囲

公表する範囲は、契約締結をした業務委託等に係る入札及び見積結果とする。

3 公表の方法等

公表方法は、原則発注課の窓口での閲覧とする。ただし、制限付一般競争入札及び入札情報等ポータルページで受注者を募集する随意契約については、入札情報等ポータルページにも、併せて公表する。

4 公表期間

入札情報の公表期間は、入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときから、契約期間終了時の翌年度終了までとする。

5 閲覧場所

入札情報の閲覧場所は、原則発注課（事務所を含む）の窓口とする。

6 閲覧日

入札情報の閲覧日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日から12月31日並びに1月2日及び1月3日）及び都市局長が認めた日以外の日とする。

7 閲覧時間

入札情報の閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

8 持ち出しの禁止

発注課における閲覧用書類については、閲覧場所以外への持出しは禁止する。また、複

写サービスは行わない。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。